

第3期

相模原市高齢者居住安定確保計画

(案)



潤水都市 さがみはら

目次

第1章 計画の目的等

1 計画の背景と目的.....	1
2 計画の位置付け.....	2
3 計画期間.....	2

第2章 相模原市の高齢者を取り巻く状況

1 高齢者の状況.....	3
（1）高齢者人口.....	3
（2）高齢者世帯.....	7
（3）介護保険制度における要支援・要介護認定者数.....	9
（4）平均寿命と健康寿命の状況.....	10
（5）高齢者のいる世帯の収入の状況.....	11
2 高齢者の住まい等の状況.....	12
（1）高齢者の住宅の所有状況.....	12
（2）高齢者の住宅の居住面積.....	14
（3）住宅のバリアフリー化の状況.....	15
（4）高齢者世帯における子どもの居住地.....	17
（5）家庭における主な不慮の事故.....	18
（6）民間賃貸住宅における入居制限の状況.....	19
（7）高齢者向け賃貸住宅の整備状況.....	20
（8）特別養護老人ホーム等の整備状況.....	21
（9）高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合.....	22

第3章 高齢者の居住の安定確保に向けた取組方針

1 高齢者の住まいに関する課題.....	23
（1）高齢者向け住宅及び特別養護老人ホーム等の整備.....	23
（2）高齢者向け住宅の適正な管理.....	23
（3）民間賃貸住宅への円滑な入居のための仕組みづくり.....	23
（4）バリアフリー化された住宅の確保.....	23
（5）適切な在宅支援のためのサービスの確保.....	24
（6）高齢者を支える仕組みづくり.....	24

(7) 高齢者の住まい等に関する情報の提供.....	2 4
2 高齢者の居住の安定確保に向けた取組方針.....	2 5

第 4 章 高齢者の居住の安定確保に向けた取組

1 高齢者に適した住まい等の供給（方針 1）.....	2 6
2 民間賃貸住宅への入居支援等（方針 2）.....	2 8
3 安全・安心な住環境の整備（方針 3）.....	3 0
4 高齢者を支える仕組みづくり（方針 4）.....	3 2

第 5 章 計画の推進に向けて

計画の進行管理.....	4 1
--------------	-----

第1章 計画の目的等

1 計画の背景と目的

現在、団塊の世代が高齢期にさしかかっており、今後も高齢者が大幅かつ急速に増加することが見込まれる中において、高齢者が安心して暮らせる住まいの確保が、一層重要になってきています。

また、高齢者が安心して生活をおくることができるよう、保健医療サービスや福祉サービス等の在宅生活を支えるサービスを適切に利用できる環境を確保することが求められています。

本市では、市総合計画において、「安全で快適な住環境の形成」を施策の一つに位置付け、高齢者や住宅に困窮する世帯など、誰もが自立し、安心して暮らせる住環境を創出することを目指してきました。

その中でも、特に、高齢者の居住の安定確保に向けた取組を推進するために、平成24年3月に第1期、平成27年3月に第2期の「高齢者居住安定確保計画」を策定し、住宅施策と福祉施策の連携により、高齢者の居住の安定確保に取り組んできました。

第3期高齢者居住安定確保計画（以下「本計画」という。）においては、第2期高齢者居住安定確保計画の点検・評価の結果を反映しながら、引き続き、住み慣れた自宅や地域で暮らし続けたいという高齢者の意思を尊重し、住宅施策と福祉施策のより一層の連携強化を図り、高齢者が自らの希望に応じた住まいやサービスを選択できるようにするとともに、多世代により形成される地域コミュニティとのつながりを持って生活できる住環境の整備を図ります。

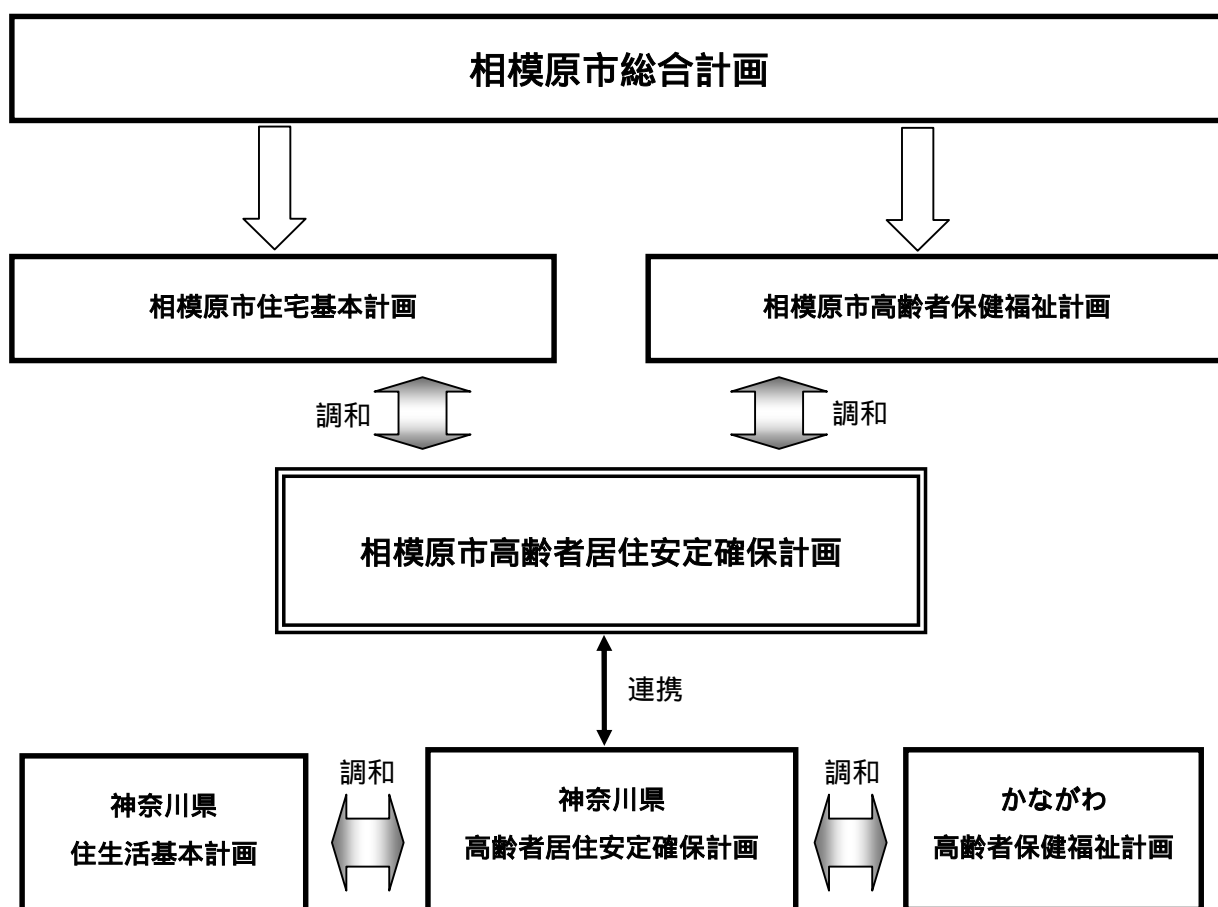
なお、本計画は、平成28年の「高齢者の居住の安定確保に関する法律」の改正により市町村計画が同法に規定されたことを踏まえ、同法に基づく計画として策定するものです。

2 計画の位置付け

本計画は、「相模原市住宅基本計画」及び「相模原市高齢者保健福祉計画」との調和を図るとともに、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」第4条の2の規定に基づく計画として策定します。高齢者がいきいきと暮らせる社会を、住まいの観点から実現するために、将来に向かって当面進めるべき取組を掲げるものとしします。

3 計画期間

本計画は、平成30年度から平成32年度までの3年間を計画期間とし、「相模原市住宅基本計画」の進捗状況や「相模原市高齢者保健福祉計画」に合わせて、3年ごとに計画の見直しを行うこととします。



2010年国勢調査に基づく相模原市の将来人口推計等のデータについては、新たな将来人口推計が示された段階で修正します。

第2章 相模原市の高齢者を取り巻く状況

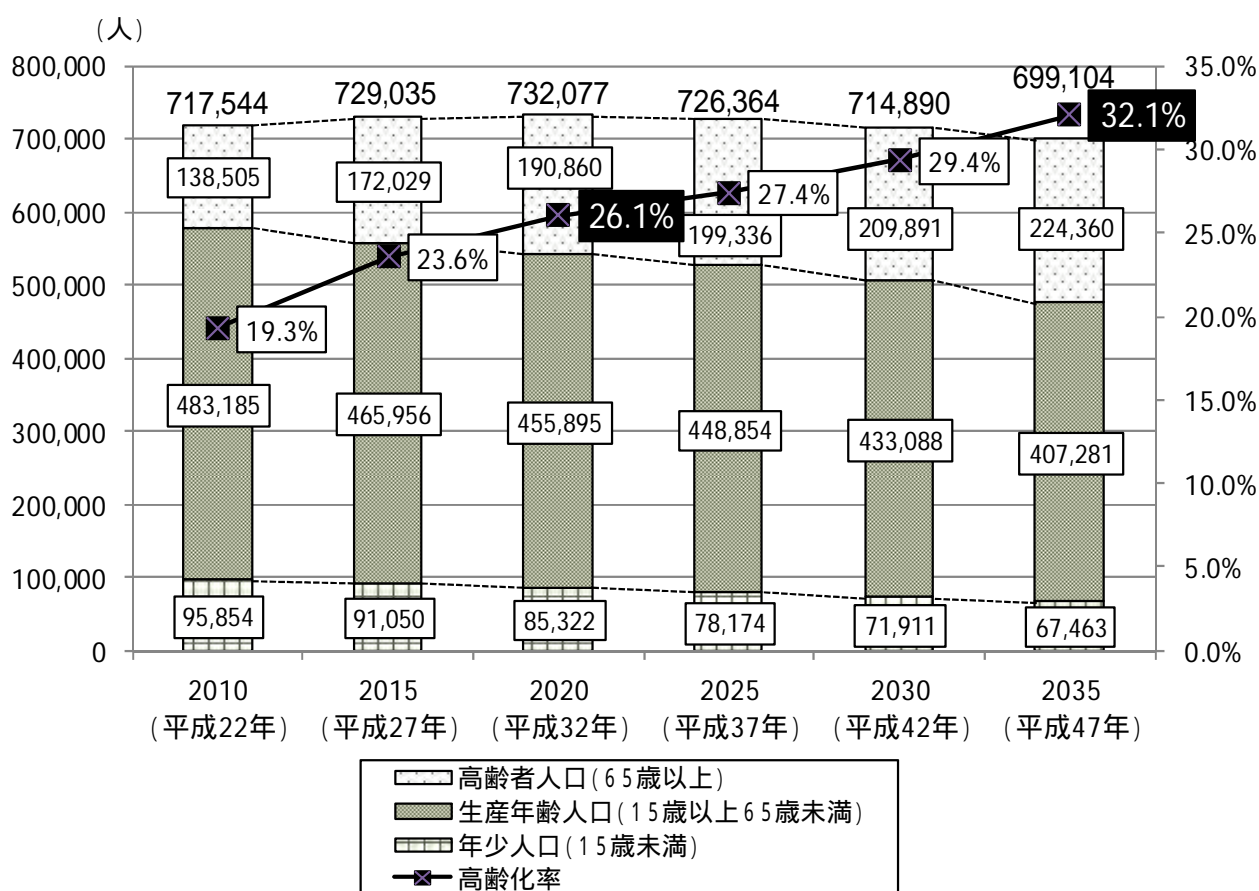
1 高齢者の状況

(1) 高齢者人口

相模原市の人口は、平成31年に73万人のピークを迎え、その後減少すると推計されています。

しかし、高齢者人口(65歳以上の人口)は増え続け、平成32年には高齢化率が26.1%に達し市民の4分の1以上が、平成47年には高齢化率が32.1%に達し市民のおよそ3分の1が65歳以上の高齢者となると推計されています。

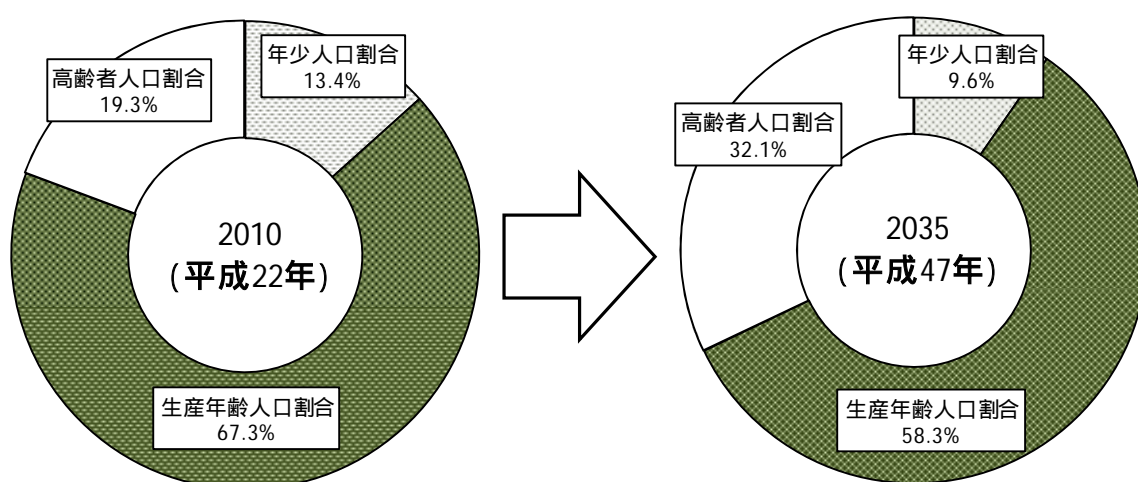
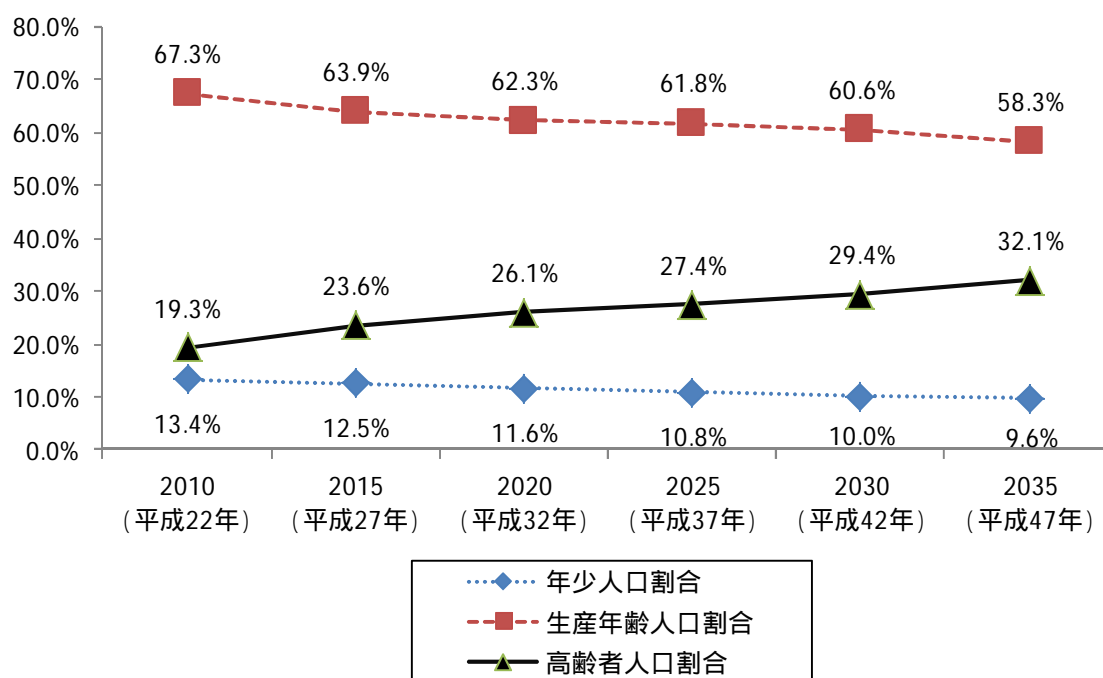
図1：年齢3区分別人口の推計（相模原市）



資料：「2010年国勢調査に基づく相模原市の将来人口推計」(2013年3月)

年齢3区分別の人口割合を見ると、高齢者人口割合が増加し続けるのに対して、年少人口割合及び生産年齢人口割合はともに減少し続けると推計されています。

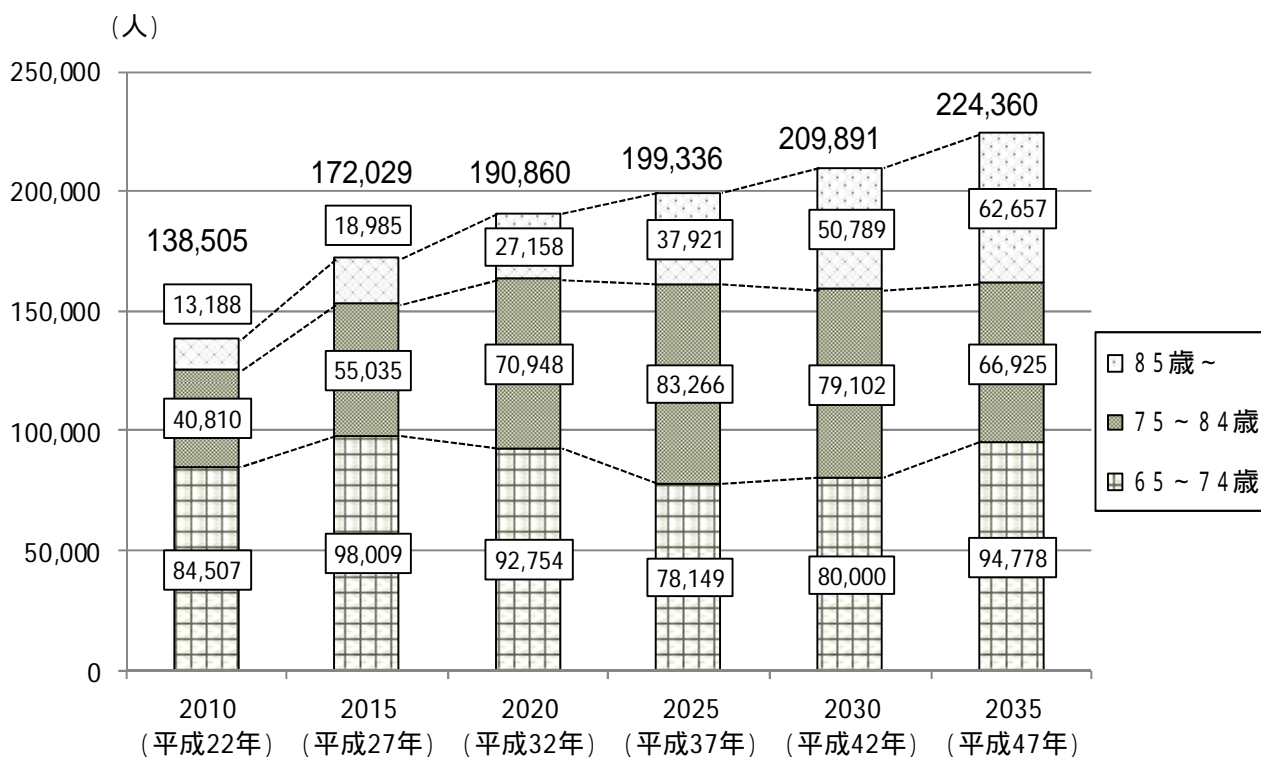
図2：年齢3区分別人口割合の推計（相模原市）



資料：「2010年国勢調査に基づく相模原市の将来人口推計」（2013年3月）

高齢者の中での人口割合を見ると、「後期高齢者¹」の人口は、平成 22 年には高齢者全体の 39.0%でしたが、平成 47 年には 57.8%にまで増加し、「前期高齢者²」の人口を上回ると推計されています。

図 3：高齢者人口の推計（相模原市）



資料：「2010年国勢調査に基づく相模原市の将来人口推計」（2013年3月）

¹ 後期高齢者：75歳以上の高齢者をいう。

² 前期高齢者：65歳から74歳までの高齢者をいう。

区ごとの高齢化の状況を見ると、すべての区において、高齢化率の増加が見込まれています。高齢化率の進行度合いは、緑区、中央区、南区の順で高くなっています。

表 1：各区の高齢化の状況（相模原市）

	2010（平成22年）			2035（平成47年）		
	人口総数 （人）	65歳以上人口 （人）	高齢化率	人口総数 （人）	65歳以上人口 （人）	高齢化率
相模原市	717,544	138,505	19.3%	699,104	224,360	32.1%
緑区	176,192	33,837	19.2%	170,384	56,195	33.0%
中央区	266,988	48,991	18.3%	252,637	82,407	32.6%
南区	274,364	55,677	20.3%	276,083	85,758	31.1%

資料：「2010年国勢調査に基づく相模原市の将来人口推計」（2013年3月）

(2) 高齢者世帯

一般世帯数³のうち、65歳以上の世帯員がいる世帯の割合は35.7%となっています。そのうち、夫婦のみの世帯は32.5%、単独世帯は26.4%となっています。

表2：65歳以上世帯員がいる世帯家族類型別一般世帯数（相模原市）

	世帯数	割合	
一般世帯数	310,833	100.0%	
うち65歳以上世帯員がいる世帯	111,038	35.7%	100.0%
A 親族のみの世帯	81,065		-
1 核家族世帯	67,564		-
(1) 夫婦のみの世帯	36,037		32.5%
(2) 夫婦と子どもから成る世帯	19,182		-
(3) 男親と子どもから成る世帯	2,437		-
(4) 女親と子どもから成る世帯	9,908		-
2 核家族以外の世帯	13,501		-
B 非親族を含む世帯	668		-
C 単独世帯	29,305		26.4%

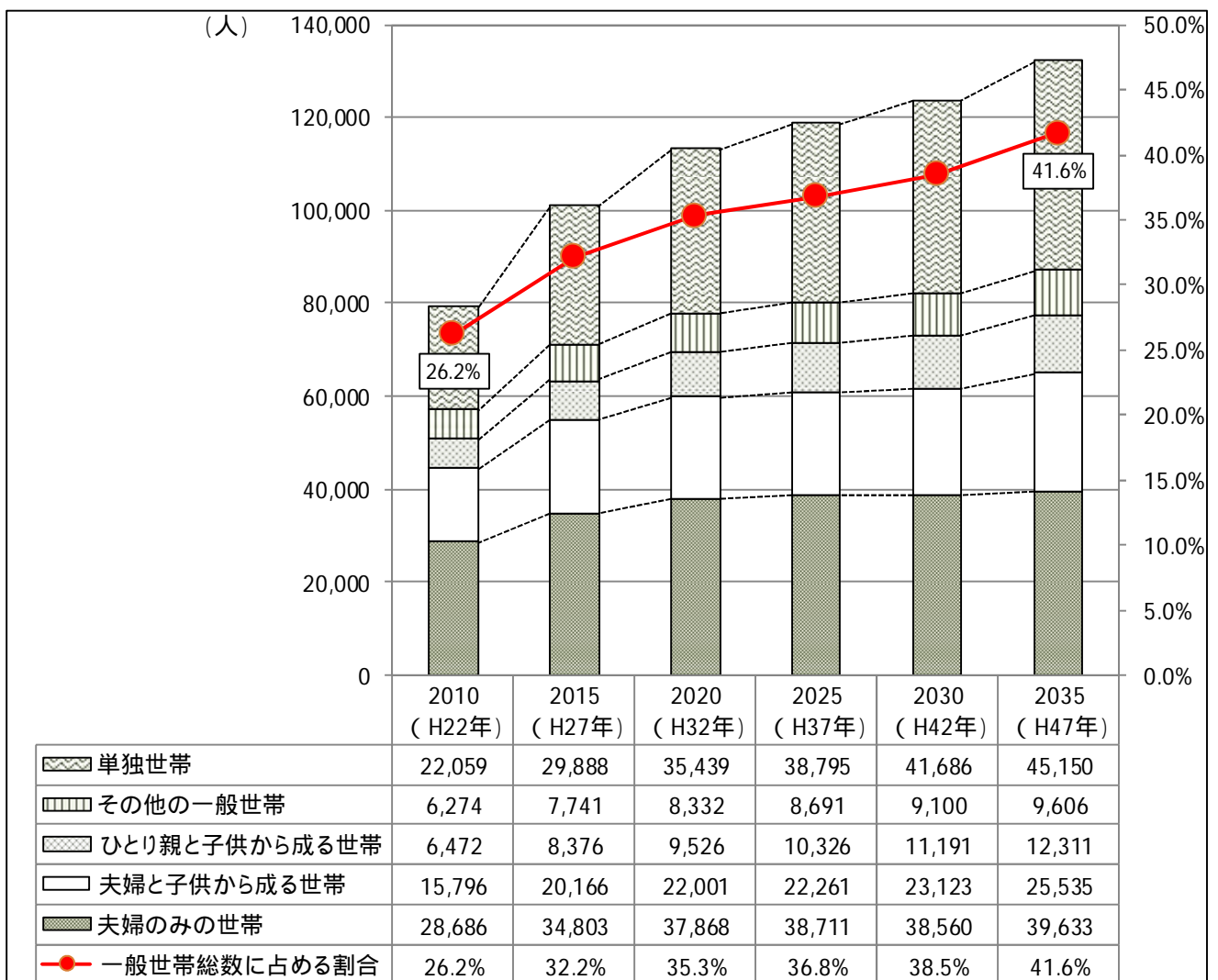
資料：「平成27年国勢調査結果」（総務省統計局）を加工して作成

³ 一般世帯数：「施設等の世帯」以外の世帯をいう。「施設等の世帯」とは、学校の寮・寄宿舎の学生・生徒、病院・療養所などの入院者、社会施設の入所者、自衛隊の営舎内・艦船内の居住者、矯正施設の入所者などから成る世帯をいう。

一般世帯総数に占める世帯主が 65 歳以上の一般世帯数の割合は、平成 22 年に 26.2% だったのが、平成 47 年には 41.6% まで上昇する見込みです。

平成 22 年には世帯主が 65 歳以上の一般世帯のうち「夫婦のみの世帯」が最も多い家族類型でしたが、平成 37 年からは「単独世帯」が最も多い家族類型となる見込みです。

図 4：世帯主が 65 歳以上の一般世帯数の推移（相模原市）



資料：「相模原市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン策定に係る基礎調査報告書」（2016年4月）

推計は、2015年国勢調査に基づく将来人口推計により記載します。

(3) 介護保険制度における要支援・要介護認定者数

高齢者人口の増加や介護保険制度の普及に伴い、要支援・要介護認定者数は増加しており、平成29年度で29,937人ですが、平成32年度には約34,975人となり、16.8%増加する見込みです。

表3：介護保険要支援・要介護認定者数の推移・推計（相模原市）

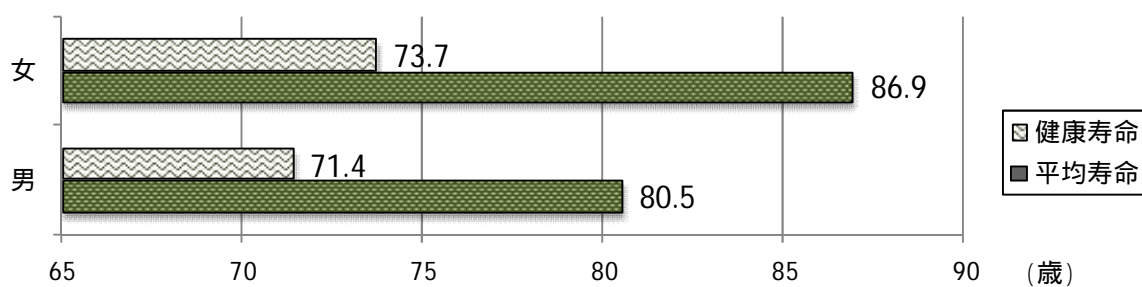
	実績(人)			推計(人)		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
要支援1	2,902	3,225	3,583			3,822
要支援2	4,226	4,491	4,910			5,957
要介護1	4,047	4,318	4,575			3,558
要介護2	5,783	5,901	5,959			8,105
要介護3	4,057	4,243	4,352			6,592
要介護4	3,403	3,570	3,740			4,407
要介護5	2,787	2,791	2,818			2,534
認定者数合計	27,205	28,539	29,937			34,975

要支援・要介護認定者数は、第2号被保険者（40歳～64歳）を含みます。

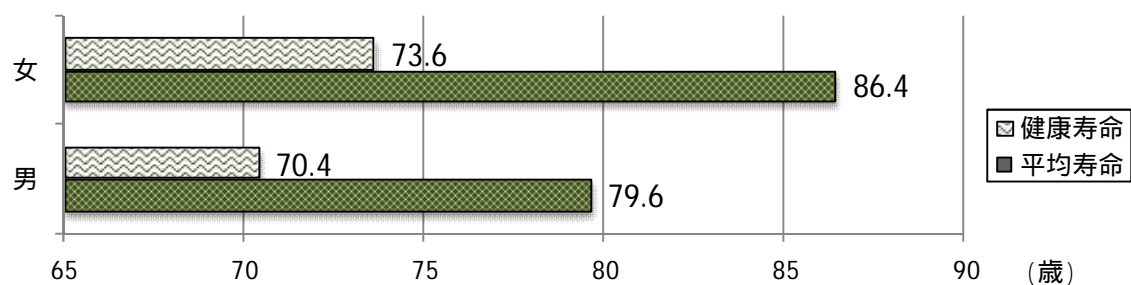
(4) 平均寿命と健康寿命の状況

平成 22 年における平均寿命と健康寿命⁴との差は、女性で 13.2 年、男性で 9.1 年となっています。平均寿命と健康寿命とに大きな差があり、日常生活に制限のある「不健康な期間」があることが示されています。

図 5：平均寿命と健康寿命（相模原市）



(全国)



資料：厚生労働省「平成 22 年市区町村別生命表」

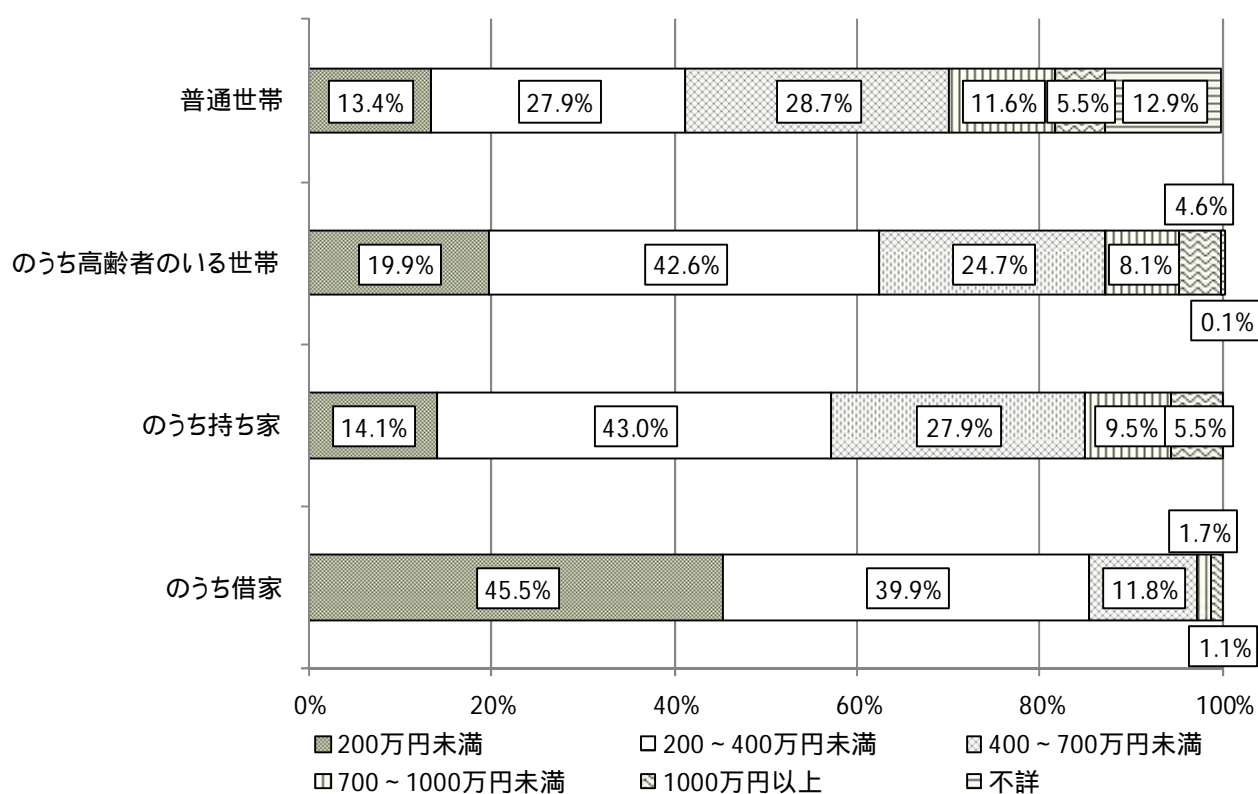
厚生労働科学研究費補助金分担研究報告書「健康寿命の指標化に関する研究」

⁴ 健康寿命：平均寿命のうち日常生活に制限のない（健康上の問題がない状態で日常生活をおくることができる）期間のこと。

(5) 高齢者のいる世帯の収入の状況

普通世帯⁵のうち高齢者のいる世帯では、持ち家で14.1%、借家で45.5%の世帯が年収200万円未満となっています。借家に住む高齢者のいる世帯の収入が低い状況にあります。

図6：高齢者世帯の年間収入の状況（相模原市）



資料：「平成25年住宅・土地統計調査結果」（総務省統計局）を加工して作成

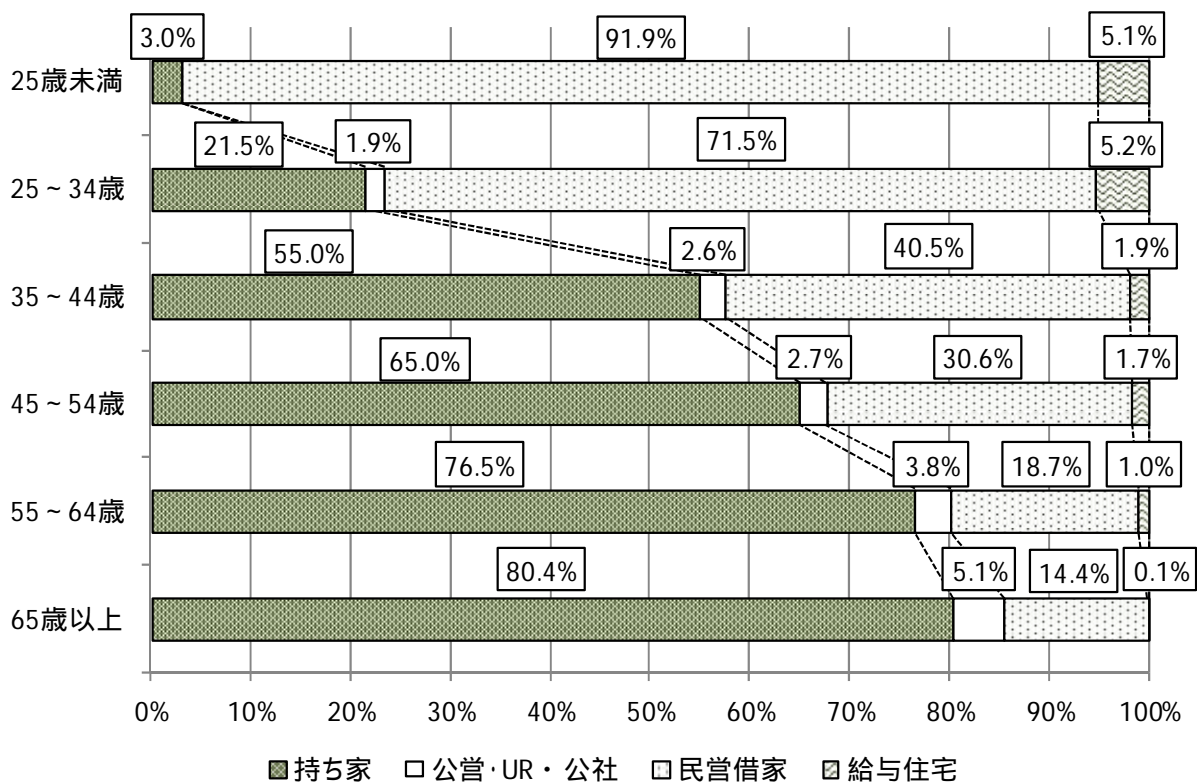
⁵ 普通世帯：住居と生計を共にしている家族などの世帯をいう。家族と一緒に間借りや同居している世帯及び一人で一戸を構えて暮らしている世帯も「普通世帯」に含まれる。

2 高齢者の住まい等の状況

(1) 高齢者の住宅の所有状況

世帯主の年齢別に持ち家と借家の割合をみると、年齢が上がるにつれて持ち家率が上昇しています。65歳以上になると80.4%の世帯が持ち家に居住しています。

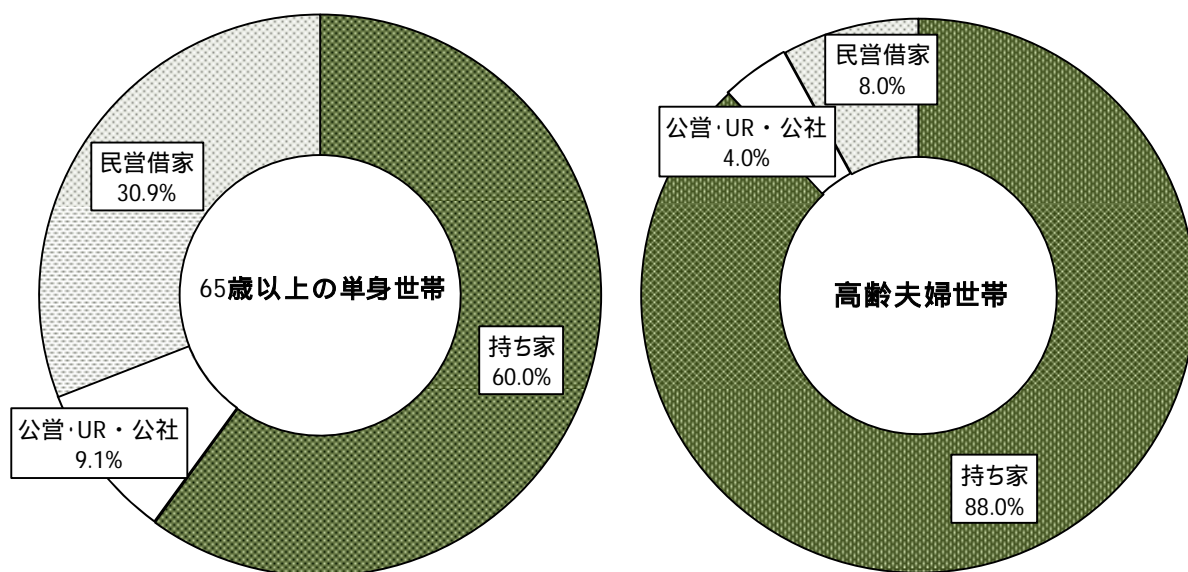
図7：年齢別の住宅の所有関係（相模原市）



資料：「平成25年住宅・土地統計調査結果」（総務省統計局）を加工して作成

高齢者世帯の住宅の所有関係を見ると、65歳以上の単身世帯では、持ち家世帯が60%、借家（公営、UR、公社の借家及び民間借家）世帯が40%となっています。高齢夫婦世帯⁶では、持ち家世帯が88%、借家世帯が12%となっています。

図8：高齢者世帯の住宅の所有関係（相模原市）



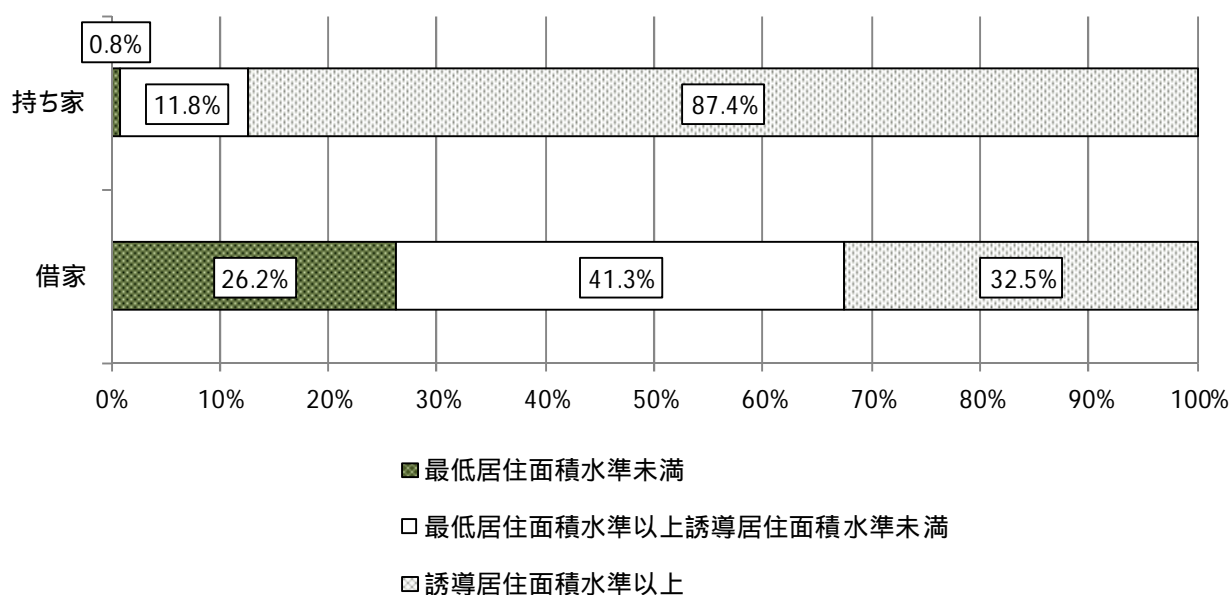
資料：「平成25年住宅・土地統計調査結果」（総務省統計局）を加工して作成

⁶ 高齢夫婦世帯：夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯

(2) 高齢者の住宅の居住面積

持ち家では、87.4%が誘導居住面積水準⁷以上となっているのに対して、借家では、26.2%が最低居住面積水準⁸以下となっています。

図9：高齢者世帯の居住面積水準（相模原市）



資料：「平成25年住宅・土地統計調査結果」（総務省統計局）を加工して作成

⁷ 誘導居住面積水準：誘導居住面積水準は、世帯人数に応じて、豊かな住生活の実現の前提として多様なライフスタイルに対応するために必要と考えられる住宅の面積に関する水準であり、都市の郊外及び都市部以外の一般地域における戸建住宅居住を想定した一般型誘導居住面積水準と、都市の中心及びその周辺における共同住宅居住を想定した都市居住型誘導居住面積水準からなる。（例：都市居住型誘導居住面積水準 単身者40㎡）

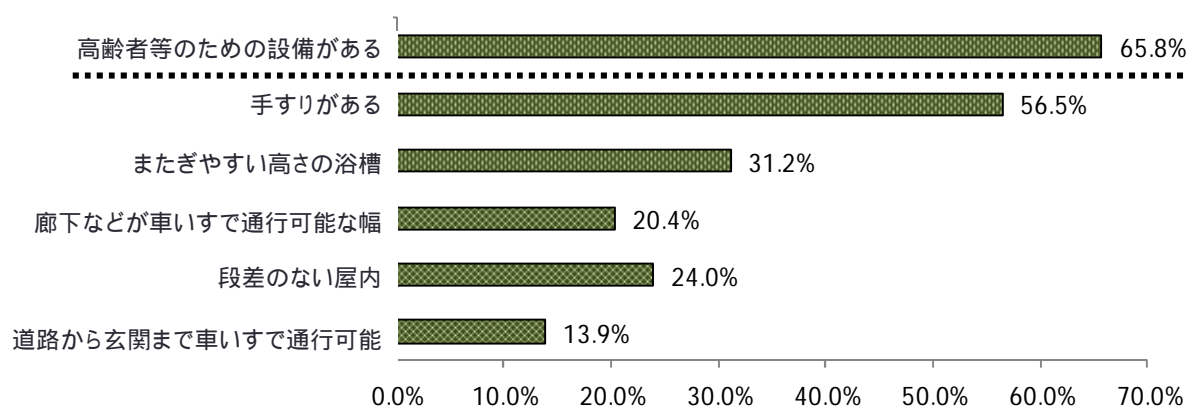
⁸ 最低居住面積水準：最低居住面積水準は、世帯人数に応じて、健康で文化的な住生活を営む基礎として必要不可欠な住宅の面積に関する水準（例：単身者25㎡）

(3) 住宅のバリアフリー化の状況

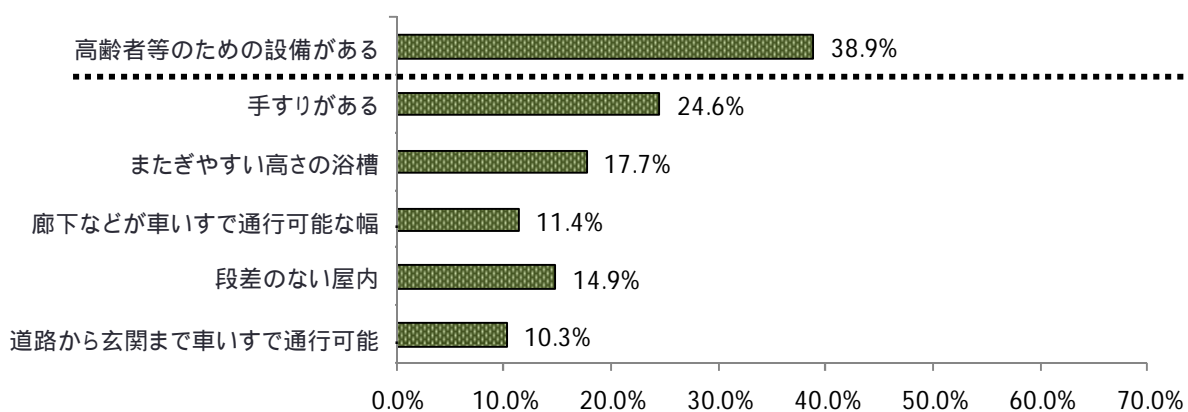
高齢者世帯の住宅のうち、高齢者のための何らかの設備がある世帯が、持ち家では65.8%、借家では38.9%となっています。

図10：高齢者世帯の住宅のバリアフリー化の状況（相模原市）

(持ち家)



(借家)

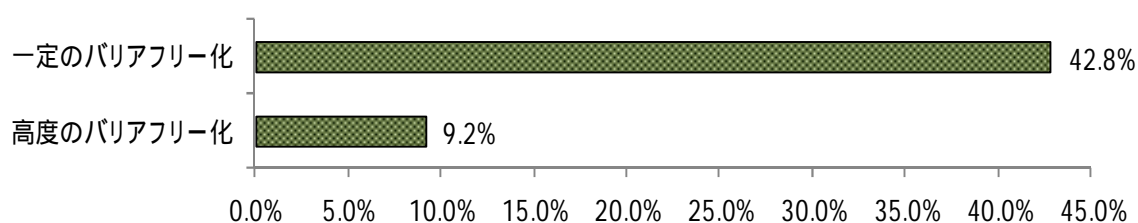


資料：「平成25年住宅・土地統計調査結果」（総務省統計局）を加工して作成

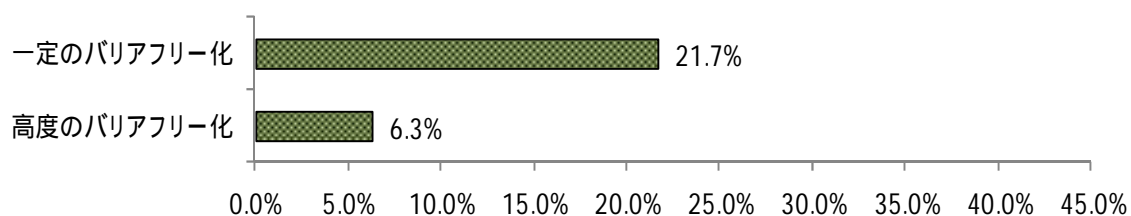
65 歳以上の高齢者が居住する住宅におけるバリアフリー化率をみると、一定のバリアフリー化⁹に該当する住宅は、持ち家で 42.8%、借家で 21.7%となっており、高度のバリアフリー化¹⁰に該当する住宅は、持ち家で 9.2%、借家で 6.3%となっており、借家における整備率が、持ち家に比べて低くなっています。

図 1 1 : 高齢者世帯の住宅のバリアフリー化の状況 (相模原市)

(持ち家)



(借家)



資料：「平成 2 5 年住宅・土地統計調査結果」(総務省統計局)を加工して作成

⁹ 一定のバリアフリー化：高齢者等のための設備等のうち、2 箇所以上の手すりの設置又は段差のない屋内のいずれかに該当すること。

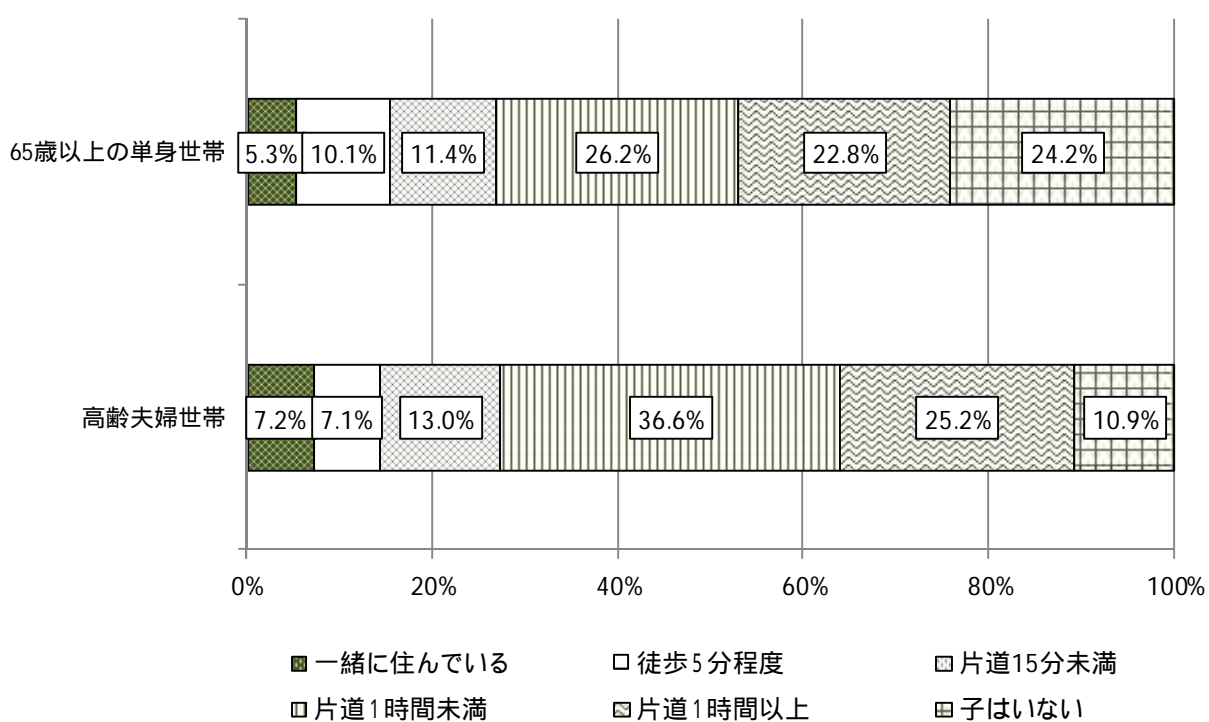
¹⁰ 高度のバリアフリー化：高齢者等のための設備等のうち、2 箇所以上の手すりの設置、段差のない屋内、廊下などが車いすで通行可能な幅のいずれにも該当すること。

(4) 高齢者世帯における子どもの居住地

子どもが徒歩5分圏内に住んでいる又は一緒に住んでいる高齢者世帯は、単身世帯で15.4%、高齢夫婦世帯で14.3%となっています。

片道1時間以上の場所に子どもが住んでいる世帯又は子どもがいない世帯は、単身世帯で47%、高齢夫婦世帯で36.1%となっています。

図12：高齢者世帯における子の居住地（相模原市）

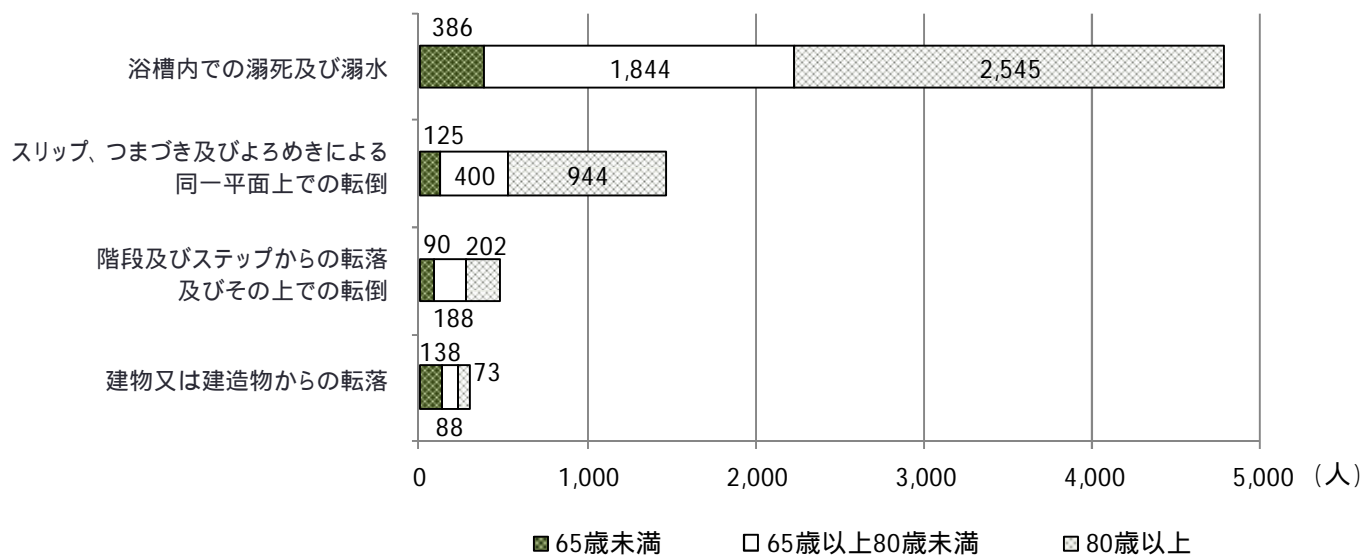


資料：「平成25年住宅・土地統計調査結果」（総務省統計局）を加工して作成

(5) 家庭における主な不慮の事故

家庭内における不慮の事故による死亡数は、65歳以上が多くなっています。

図13：家庭における主な不慮の事故の種類別にみた年齢別死亡数（全国）



資料：厚生労働省「人口動態調査」(平成27年)

(6) 民間賃貸住宅における入居制限の状況

民間賃貸住宅では、高齢者の入居に対して、賃貸人の一定割合が拒否感を持っており、入居の制限が行われている場合があります。家賃の支払に対する不安等が入居制限の要因となっています。

図14：入居に拒否感がある賃貸人の割合（全国）

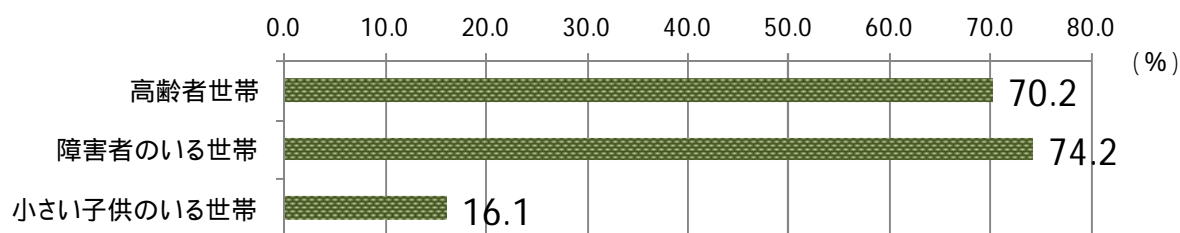


図15：入居者を拒否している賃貸人の割合（全国）

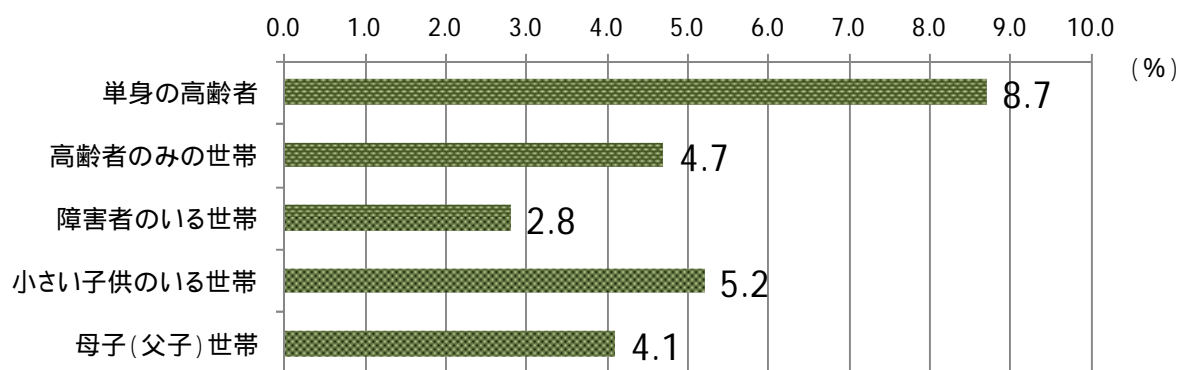
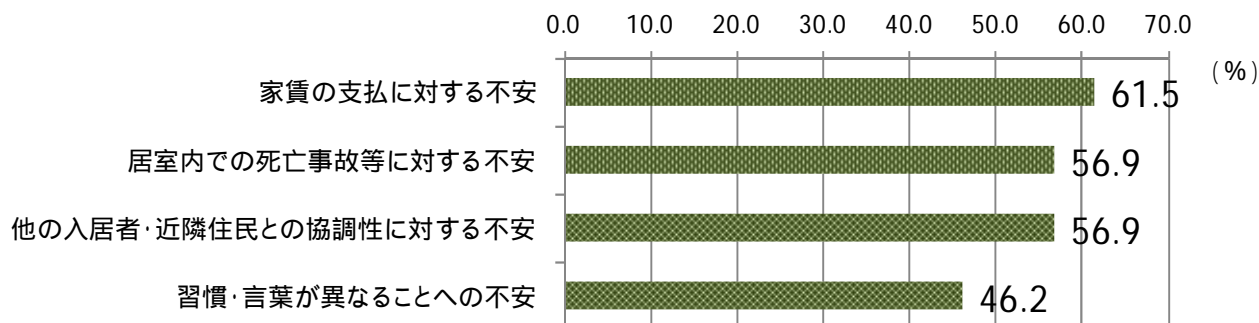


図16：入居者を拒否している理由（全国） 上位4つの回答



資料：国土交通省資料（公財）日本賃貸住宅管理協会による調査（平成27年12月調査）

(7) 高齢者向け賃貸住宅の整備状況

市内の高齢者向け賃貸住宅の整備状況は、次のとおりです。

図17：高齢者向け賃貸住宅の戸数の推移（相模原市）各年4月1日の状況

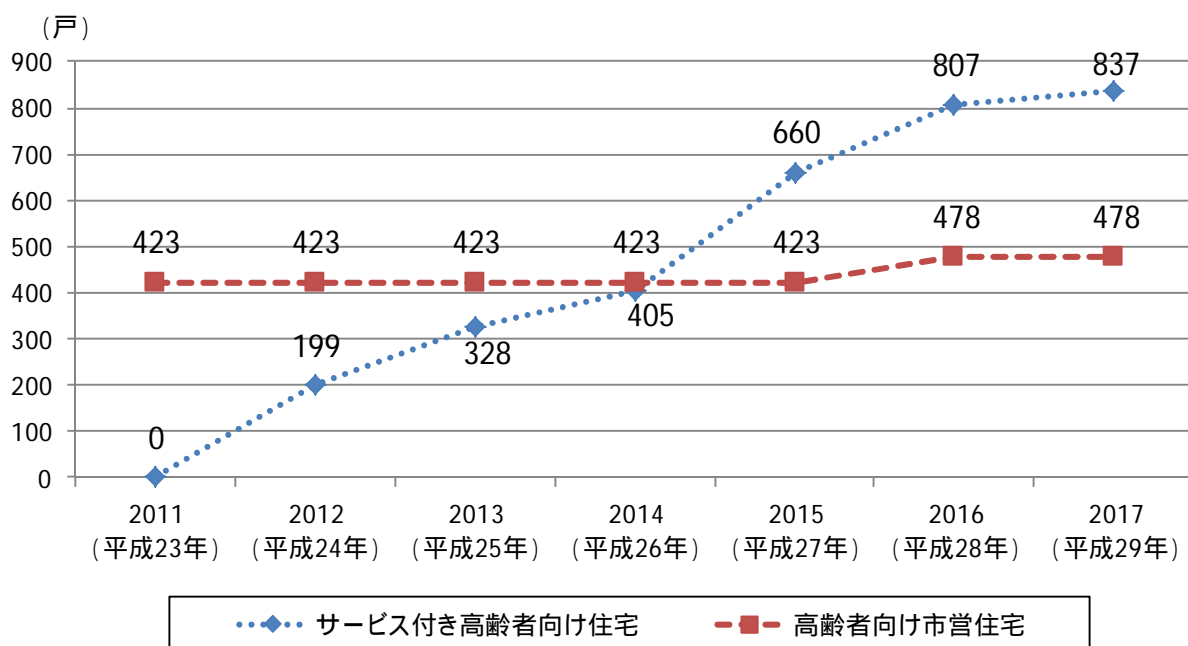


表4：高齢者向け賃貸住宅の概要

区分	概要
サービス付き高齢者向け住宅	「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づき登録される、介護・医療と連携し、高齢者の安心を支えるサービスを提供するバリアフリー構造の住宅
高齢者向け市営住宅 (シルバーハウジング)	バリアフリー化とともに、緊急通報システムなどが設置され、生活援助員(LSA)による生活指導・緊急対応等のサービスが受けられる公営住宅等

(8) 特別養護老人ホーム等の整備状況

市内の特別養護老人ホーム等の整備状況は、次のとおりです。

表 5 : 特別養護老人ホーム等の整備状況 (相模原市)

(平成 29 年 4 月 1 日現在)

区 分	床 数
特別養護老人ホーム	3,156 床
介護老人保健施設	1,231 床
介護療養型医療施設	679 床
認知症対応型共同生活介護事業所 (グループホーム)	1,121 床
特定施設 (介護付有料老人ホーム等)	2,126 床
軽費老人ホーム	218 床
養護老人ホーム	80 床
合 計	8,611 床

表 6 : 特別養護老人ホーム等の概要

区 分	概 要
特別養護老人ホーム	常に介護が必要で在宅での生活が困難な人に対し、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活の世話、機能訓練等を行う施設
介護老人保健施設	主に心身の機能の維持回復を図ることで居宅における生活を営むことができるようにするための支援が必要であり、常に介護が必要な人に対し、看護、医学的管理の下における介護、機能訓練等を行う施設
介護療養型医療施設	常に介護が必要な人に対し、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、機能訓練等を行う長期療養・生活施設
認知症対応型共同生活介護事業所 (グループホーム)	認知症と診断された人に対して、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話や機能訓練を行いながら共同生活をする住居

区 分	概 要
特定施設（介護付有料老人ホーム等）	入居する要介護者等に対し、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練等を提供する施設
軽費老人ホーム	無料又は低額な料金で高齢者を入所させ、日常生活上必要な便宜を提供する施設
養護老人ホーム	環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な人を老人福祉法に基づく市町村の措置決定により入所させ、養護するとともに、その人が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を提供する施設

（ 9 ）高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合

高齢者人口に対する高齢者向け住宅の整備状況は、次のとおりです。

表 7：高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合（相模原市）

（平成 29 年 4 月 1 日現在）

区 分	現状値	参考（平成 32 年度）
高齢者人口 ¹ （A）	175,634 人	190,860 人
高齢者向け住宅（B）	4,615 戸	5,019 戸 （現状割合を 維持する戸数） 
サービス付き高齢者向け住宅（住戸数）	837 戸	
高齢者向け市営住宅（住戸数）	478 戸	
高齢者向け優良賃貸住宅（住戸数）	109 戸	
有料老人ホーム ² （定員数）	2,893 床	
軽費老人ホーム（定員数）	218 床	
養護老人ホーム（定員数）	80 床	
割合（B / A）（%）	2.63%	

1 現状値は住民基本台帳人口、平成 32 年度は「2010 年国勢調査に基づく相模原市の将来人口推計」（2013 年 3 月）による推計値

2 介護付有料老人ホームと住宅型有料老人ホームの合計

第3章 高齢者の居住の安定確保に向けた取組方針

1 高齢者の住まいに関する課題

高齢者人口の大幅かつ急速な増加が見込まれる中において、高齢者の居住の安定を確保するために、高齢者の住まいに関する次のような課題への対応が求められています。

(1) 高齢者向け住宅及び特別養護老人ホーム等の整備

高齢者向け住宅については、高齢者人口の増加を勘案し、高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合を維持できるよう供給を促進する必要があります。

また、住み慣れた自宅や地域で暮らし続けたいという高齢者の意思が尊重され、実現できるようにするために、高齢者の多様なニーズにかなった住まいを適切に選択できるような環境の整備が必要です。

自宅での生活が困難な人や介護などの支援が必要な人で、特別養護老人ホーム等への入居を希望される人のために、引き続き、施設の適切な整備が求められています。

(2) 高齢者向け住宅の適正な管理

高齢者向け住宅は、一定の供給量を確保するだけでなく、適正に維持・管理され続けることが重要であり、家主や不動産関係者等と情報共有等を行うなど高齢者が安心して暮らすための取組が必要です。

(3) 民間賃貸住宅への円滑な入居のための仕組みづくり

高齢者世帯の入居に拒否感のある家主の割合は依然として高く、高齢者であることを理由に民間賃貸住宅への入居を拒まれるケースが見られることから、家主の不安を解消し、高齢者が民間賃貸住宅に円滑に入居できる仕組みづくりが求められています。

(4) バリアフリー化された住宅の確保

高齢者が自宅で安全に安心して日常生活をおくることができ、介護者がより容易に在宅での介護を行うことができるよう、バリアフリー化された住宅の確保が求められています。

特に、持ち家に比べて借家におけるバリアフリー化が進んでいないこと

から、借家のバリアフリー化の促進が課題となっています。

(5) 適切な在宅支援のためのサービスの確保

身体機能の低下等により介護などを必要とする高齢者が、住み慣れた地域で安心して日常生活をおくるためには、在宅生活を支えるサービスを適切に利用できる環境を確保することが求められています。

(6) 高齢者を支える仕組みづくり

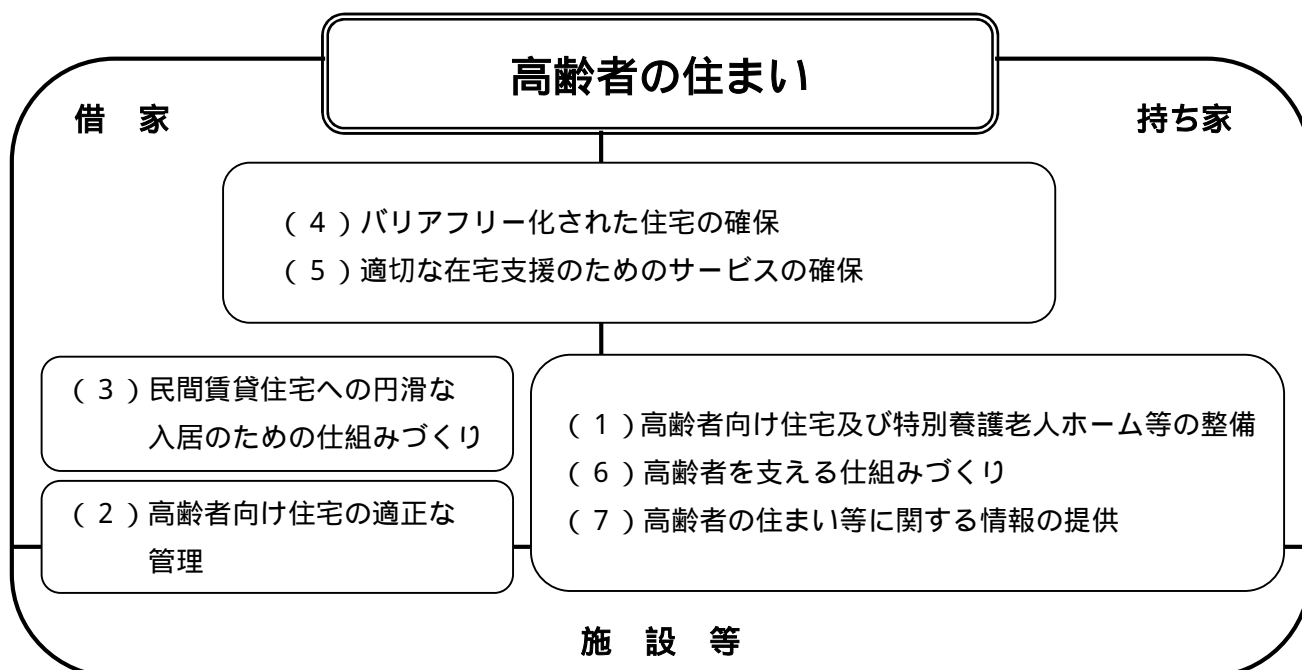
地域の実情を踏まえ、高齢者の多様なニーズに応えるため、また、高齢者の居場所づくりや社会参加等を行うため、生活支援の充実・強化が求められています。

また、高齢者が、若年層、子育て世帯等を含む多世代により形成される地域コミュニティとのつながりを持って生活できる住環境を形成することも重要です。

(7) 高齢者の住まい等に関する情報の提供

高齢者の住まい等に関する情報は多岐にわたりますが、その身体の状態等に応じた住まいや日常生活をおくるために必要な在宅生活支援サービスに関する情報を適切に入手でき、相談できる体制の構築が求められています。

図 18 : 高齢者の住まいの状況等に応じた課題



2 高齢者の居住の安定確保に向けた取組方針

高齢者の住まいに関する課題に対応するため、次の方針を設定します。

【課題】

- (1) 高齢者向け住宅及び特別養護老人ホーム等の整備
- (2) 高齢者向け住宅の適正な管理



方針1 高齢者に適した住まい等の供給

【課題】

- (3) 民間賃貸住宅への円滑な入居のための仕組みづくり



方針2 民間賃貸住宅への入居支援等

【課題】

- (4) バリアフリー化された住宅の確保



方針3 安全・安心な住環境の整備

【課題】

- (5) 適切な在宅支援のためのサービスの確保
- (6) 高齢者を支える仕組みづくり
- (7) 高齢者の住まい等に関する情報の提供



方針4 高齢者を支える仕組みづくり

第4章 高齢者の居住の安定確保に向けた取組

1 高齢者に適した住まい等の供給（方針1）

高齢者のニーズを踏まえた賃貸住宅や特別養護老人ホーム等の高齢者に適した住まい等の供給を促進します。

主な取組	内容
サービス付き高齢者向け住宅の供給促進	<p>サービス付き高齢者向け住宅については、国の直接補助である「サービス付き高齢者向け住宅整備事業」の活用を広く呼びかけ、民間事業者による供給を促進します。</p> <p>公共交通機関へのアクセスが容易で医療機関や介護施設との連携が図られた、利便性の高いサービス付き高齢者向け住宅の供給を促進します。</p>
サービス付き高齢者向け住宅の適正な管理	<p>登録事業者に対して、年1回、定期報告を求めることで現状を把握し、適正な管理を促します。また、必要に応じて立入検査等を実施します。</p> <p>現状や入居者の声などを共有するため、サービス付き高齢者向け住宅の登録事業者と「(仮称)サービス付き高齢者向け住宅登録事業者懇談会」を開催します。</p>
住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の供給促進	<p>新たな住宅セーフティネット制度による登録住宅¹¹について、国の補助事業の活用を広く呼びかけ、登録を促進します。</p>
高齢者向け市営住宅の供給	<p>市営住宅の建設及び建て替えの際、高齢者向けの住宅整備を推進します。</p>
高齢者の市営住宅への入居の円滑化	<p>市営住宅の入居者選考に当たり、高齢者については、優先入居の取扱いを行います。なお、入居者選考の方法は、申込状況や入居動向を検証し、必要に応じて見直しを行います。</p>

¹¹ 新たな住宅セーフティネット制度による登録住宅：賃貸人が、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅として登録する住宅のこと。床面積や耐震性などの一定の基準に適合する住宅を登録することができる。「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」の改正により、創設された制度

主な取組	内 容
特別養護老人ホームの整備促進	居宅サービスや在宅福祉サービス等を利用しても、身体の状態や家族の状況等により在宅での生活を継続することが困難な高齢者等に対応するため、特別養護老人ホームの整備を促進し、安定的な介護サービスの供給体制を確保します。
認知症対応型共同生活介護事業所(グループホーム)の整備促進	今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、高齢者保健福祉計画で定める日常生活圏域ごとの高齢者人口や整備状況を踏まえ、未整備の圏域や整備数の少ない圏域を中心に整備を促進します。
特定施設(介護付き有料老人ホーム等)の整備促進	今後の需要動向を精査し、整備を促進します。

《指 標》

項 目	現状値(平成 29 年度)	目標値(平成 32 年度)
サービス付き高齢者向け住宅の供給数	837 戸	1,164 戸
特別養護老人ホームの整備数	3,156 床	3,314 床
認知症対応型共同生活介護事業所(グループホーム)の整備数	1,193 床	1,391 床
特定施設(介護付有料老人ホーム等)の整備数	2,193 床	2,293 床

現状値は、平成 29 年度末の整備見込み



2 民間賃貸住宅への入居支援等（方針2）

住宅施策と福祉施策の連携を図り、高齢者の居住の安定と家主の不安解消に努め、高齢者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図ります。

主な取組	内 容
居住支援協議会等による入居支援	神奈川県が設置した「居住支援協議会 ¹² 」に参画し、広域的な連携を図りながら、高齢者の民間賃貸住宅への円滑な入居を進めます。 本市の実情に応じた、きめ細やかな居住支援を実施するため、「(仮称)相模原市居住支援協議会」の設立に取り組みます。
高齢者向け住まい探し相談会	高齢者を対象とした、専門家による無料相談会を開催します。 相談会の開催に当たっては、広報手段などを工夫し、参加者数の増加に努めます。 相談員との連絡会を開催し、意見交換を行うことで情報共有の一助とします。
あんしん賃貸支援事業による入居支援	「かながわあんしん賃貸支援事業 ¹³ 」を活用して、高齢者が安心して入居できる民間賃貸住宅についての情報を提供し、高齢者の民間賃貸住宅への円滑な入居を支援します。

《指 標》

項 目	現状値(平成29年度)	目標値(平成32年度)
(仮称)相模原市居住支援協議会の設立	-	設立
かながわあんしん賃貸支援事業に登録している協力不動産店数	36 店	51 店

¹² 居住支援協議会：住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを養育している者等）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進等を図るために、地方公共団体、不動産関係団体、居住支援団体等が連携して、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施するもの

¹³ あんしん賃貸支援事業：高齢者世帯等の入居を受け入れることとして登録された民間賃貸住宅に関する情報提供や居住支援を行うことにより、高齢者等の入居をサポートする事業

主な取組	内 容
賃貸人・不動産関係者等との連携・啓発	<p>賃貸人及び不動産関係者を対象にした貸主研修会を実施し、高齢者入居に関する情報交換や知識等の習得を促進します。</p> <p>「かながわあんしん賃貸支援事業」の促進のため、不動産関連事業者団体と連携・協力し、協力店や賃貸住宅の登録を促進します。</p> <p>神奈川県居住支援協議会を活用して、行政、貸主、NPO団体等と高齢者向け住宅の適正管理に関する協議を行います。</p> <p>不動産業者への地域包括ケアの普及・啓発に努めます。</p>
家賃債務保証制度等の周知	<p>(一財)高齢者住宅財団などが家賃等の債務を保証する「家賃債務保証制度¹⁴」や、(公社)かながわ住まいまちづくり協会が実施し入居中の見守りサービス等の対応を保証する「神奈川あんしんすまい保証制度」の周知に努めます。</p>
高齢者の住み替え支援	<p>高齢者が円滑に安心して住み替えができるよう、(一社)移住・住みかえ支援機構の「マイホーム借上げ制度¹⁵」や、(公社)かながわ住まいまちづくり協会の住み替え相談など、各種支援制度の情報提供を行うとともに、住み替えを支援している機関等との連携を図ります。</p>
終身建物賃貸借制度の運用・普及	<p>高齢者が終身にわたり安心して賃貸住宅に居住できるよう、「終身建物賃貸借制度¹⁶」の普及を図ります。</p>

¹⁴ 家賃債務保証制度：高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯、外国人世帯及び解雇等による住居退去者世帯が賃貸住宅に入居する際の家賃債務等を保証し、賃貸住宅への入居を支援する制度

¹⁵ マイホーム借上げ制度：50歳以上の世帯のマイホームを最長で終身にわたって借上げて転貸し、安定した賃料収入を保証するもので、これにより自宅を売却することなく住み替えや老後の資金として活用できる制度

¹⁶ 終身建物賃貸借制度：高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づき、バリアフリー化された住宅を高齢者の終身にわたって賃貸する事業を行う場合に、都道府県知事等の認可を受けて、賃貸借契約において、賃借人が死亡したときに終了する旨を定めることができるとした制度

3 安全・安心な住環境の整備（方針3）

高齢者が自宅で自立し安心して暮らせるよう、住宅のバリアフリー化等を促進します。

主な取組	内 容
住宅のバリアフリー化及び耐震化の促進	<p>高齢者が住み慣れた自宅で安全に安心して住み続けることができるよう介護保険制度による（介護予防）住宅改修費の支給¹⁷、住宅改修相談のほか、住宅のバリアフリー改修促進税制¹⁸等の周知により、既存住宅のバリアフリー化を促進します。</p> <p>地震に対する住宅の安全性を向上させるために実施する戸建住宅耐震改修工事費用補助制度¹⁹において、高齢者等に対する補助額を割増しすることにより、高齢者の居住する住宅の耐震化を進めます。</p> <p>住宅改修の補助事業等をまとめたリーフレットを作成し、情報提供に努めます。</p>
市営住宅のバリアフリー化の推進	<p>市営住宅の建設や建て替えに際しては、手すりの設置や段差解消等がされたバリアフリー仕様である住宅を整備します。</p>
市営住宅に居住する高齢者への低層階入居のあっせん	<p>市営住宅の上層階に居住する高齢者で、身体的に階段の昇降が困難な人については、要望に応じて募集状況等を勘案しながら、1階部分の住戸やエレベーターが設置された市営住宅への住み替えをあっせんします。</p>

¹⁷ （介護予防）住宅改修費の支給：要支援・要介護認定を受けた人で、支援・介護に必要な手すりの取付け、段差の解消などの小規模な住宅改修を行う場合に、改修後、介護給付費の支給を行うもの

¹⁸ バリアフリー改修促進税制：高齢者、障害者等が居住する住宅で、一定のバリアフリー改修工事を行った場合、固定資産税等が減額されるもの

¹⁹ 耐震改修工事費用補助制度：耐震改修計画等に基づいて実施する耐震・防火構造改修工事等について、費用の一部を市が補助する制度

主な取組	内 容
高齢者向け市営住宅への生活援助員の派遣等	高齢者向け市営住宅（あじさい住宅等）に居住する高齢者等に対して、生活指導・相談や安否確認など日常生活の援助を行う生活援助員の派遣等をします。
高齢者の住宅資産を活用した居住の安定確保	高齢者世帯の生活資金やバリアフリー改修費を確保するため、（社福）神奈川県社会福祉協議会が、自宅に住み続けることを希望する低所得の高齢者に対して実施するリバースモーゲージ ²⁰ や、（独）住宅金融支援機構の高齢者向け返済特例制度 ²¹ など、関連機関・団体による様々な情報を提供し、活用を促進します。

²⁰ リバースモーゲージ：高齢者の居住用不動産を担保に月額で貸付けを受け、借り受けた高齢者の死亡時又は融資期間終了時にその不動産を処分し返済する制度

²¹ 高齢者向け返済特例制度：満60歳以上の高齢者が自ら居住する住宅にバリアフリー工事又は耐震改修工事を含むリフォームを行う場合について、返済期間を申込者本人（連帯債務者を含む。）全員の死亡時までとし、毎月の返済は利息のみを支払い、借入金の元金は申込者本人（連帯債務者を含む。）全員の死亡時に一括して返済する制度

4 高齢者を支える仕組みづくり（方針4）

高齢者が安心して生活をおくることができるよう、在宅生活を支えるサービスを適切に利用できる環境を確保し、地域の状況に応じつつ高齢者の多様なニーズに応えるため、生活支援の充実・強化などを進めるとともに、高齢者がいきいきと充実した生活をおくることができるよう、社会参加や居場所づくりを推進します。

また、多岐にわたる高齢者の住まい等に関する情報について情報提供に努めます。

主な取組	内 容
在宅医療・介護連携の推進	<p>市民や従事者からの医療や介護に関する相談への支援や情報提供、多職種の連携づくりの中核的な役割を担う「(仮称)在宅医療・介護連携支援センター」の設置を検討します。</p> <p>現在、療養・介護が必要かどうかにかかわらず、市民やその家族が在宅医療・介護について理解し、考える契機となるように、市民への普及啓発を行います。</p> <p>医療・介護従事者による「在宅医療・介護連携推進会議」を開催し、医療と介護の連携の課題やその解決策について意見交換するとともに、多職種による「顔の見える」関係づくりや情報共有の仕組みづくりなどについて推進します。</p>

主な取組	内 容
介護予防・生活支援等の推進	<p>地域の実情や利用者の多様なニーズを踏まえ、より効果的なサービスの充実を図るため、身近な場所で状態像に合った適切な介護予防・生活支援サービス²²を推進します。</p> <p>住民主体サービス等については、高齢者支援センターと生活支援コーディネーターの連携により、日常生活圏域²³ごとに、サービスの充実を図ります。</p> <p>基準緩和サービス事業者の参入を促進し、サービスの充実を図ります。</p> <p>介護予防・生活支援サービスの質を確保するため、介護サービス事業者等に対する指導や事業の評価と検証を行います。</p> <p>高齢者の状態像を的確かつ総合的に捉え、適切なサービスが利用できるよう介護予防ケアマネジメント²⁴を実施します。</p> <p>身体能力等を維持向上させることができるよう、すべての高齢者を対象に、介護予防の普及啓発を図るとともに、介護予防活動の主体的な取組や参加を促進します。</p>

²² 介護予防・生活支援サービス：平成 28 年度から実施している「介護予防・日常生活支援総合事業」のうち、要支援 1・2 の人や市内の高齢者支援センターが行っている基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた人(事業対象者)が対象となるサービスで、現行相当サービス、基準緩和サービス、住民主体サービス及び短期集中サービスがある。

現行相当とは、指定事業者による、平成 27 年度以前の介護予防訪問介護や介護予防通所介護に相当するサービス

基準緩和とは、指定事業者による、平成 27 年度以前の介護予防訪問介護や介護予防通所介護よりも人員などの基準を緩和し、生活援助に特化した訪問型サービスや短時間の通所型サービス

住民主体とは、住民団体やボランティア団体等による、定期的で継続的に居宅外や居宅内で生活支援を行うサービスや、身近な地域での定期的な通いの場での軽体操などのサービス

短期集中とは、集中的な支援により短期間(3 か月程度)で生活機能の改善が見込まれる人を対象に専門職が提供するサービス

²³ 日常生活圏域：市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を勘案して定める区域

²⁴ ケアマネジメント：要介護(要支援)者に対して、適切なサービスが受けられるよう作成したケアプランに基づいた必要なサービスの提供を確保し、生活を支援すること。その従事者を介護支援専門員(ケアマネジャー)と呼ぶ。

主な取組	内 容
介護予防・生活支援等の推進	<p>リハビリテーション専門職等の知見を活用し、高齢者の「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素をバランスよく働きかけることにより日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を促すことによって一人ひとりの生きがいや自己実現のための取組を支援します。</p> <p>専門関係団体等との連携や地域資源を活用することにより、一般介護予防事業²⁵の推進や住民自身が運営する通いの場の利用を促進します。</p> <p>介護支援ボランティア事業の充実や介護予防サポーター²⁶の育成・支援を行います。</p> <p>住民主体サービスの担い手の発掘・育成を支援し、高齢者の介護予防・生活支援に関するサービスの拡充を図り、地域で活動する機会や役割を担うことで、自立支援につながるよう、介護予防、生活支援、社会参加が一体となった取組を推進します。</p>
高齢者の暮らしを支える体制の充実	<p>高齢者支援センター²⁷が、地域包括ケアシステム²⁸の構築のための地域の中核的な機関としてより一層の役割を担い、高齢者一人ひとりの状態やニーズなどに応じた医療、介護、介護予防、住まい、自立した日常生活の支援を適切かつ効果的に提供できる運営体制の充実を図ります。</p>

²⁵ 一般介護予防事業：「介護予防・日常生活支援総合事業」のうち、65歳以上のすべての人が利用できる体操教室や介護予防に対する講演会などに参加できるサービス

²⁶ 介護予防サポーター：市が独自に育成を進めている介護予防の普及・啓発を進める有償ボランティア。市が主催する養成講座を受講した後、あらかじめ活動地域を登録し、各高齢者支援センターが実施する介護予防教室に応援スタッフとして協力をする。愛称は「悠遊（ゆうゆう）シニアスタッフ」。

²⁷ 高齢者支援センター：介護保険法に基づき、地域の高齢者の心身の健康の維持、保健・福祉・医療の向上、生活の安定のための必要な援助、支援を包括的に行う地域包括ケア推進の中核機関として設置するもの

²⁸ 地域包括ケアシステム：高齢者ができる限り住み慣れた地域で、人生に尊厳をもって、自立した日常生活を営むことができる社会を実現するために、「医療」「介護」「介護予防」「住まい」「自立した日常生活の支援」が包括的かつ継続的に提供される社会のシステム

主な取組	内 容
<p>高齢者の暮らしを支える体制の充実</p>	<p>市が、基幹的高齢者支援センターとしての機能を担い、各地区の高齢者支援センターの後方支援や総合調整を行い、効率的・効果的な運営と連携を推進するとともに、地域ケア推進会議²⁹を開催し、多くの地域で共通する課題等の解決に向けて検討します。</p> <p>地域ケア会議を通じ個別事例等の検討から地域課題を抽出し、課題に対する地域資源の開発を推進します。</p> <p>地域の様々な関係者と連携し、地域の実情に応じたネットワークの構築を進めるとともに、全市的な高齢者施策の展開へつなげていきます。</p> <p>地域の実情を踏まえ、利用者の多様なニーズに応え、住み慣れた地域での自立した日常生活を支えるため、ボランティア、NPOや社会福祉法人等の多様な主体によるサービス提供の支援を行うとともに、生活支援サービスを提供するボランティア等地域の担い手の発掘、育成と組織化を促進します。</p> <p>生活支援コーディネーターによる地域資源の把握や地域の担い手などの地域資源と地域ニーズのマッチングにより生活支援を充実します。</p> <p>高齢者の生活を支えるため、生活支援情報等を効果的に発信します。</p> <p>地域の住民が抱える介護と育児や障害などの多様かつ複合的な課題について、高齢者支援センター、地域団体、福祉関係者などの連携体制の構築に向けた検討を進めます。</p> <p>地域の団体や民生委員・児童委員による見守りの推進や民間事業者等による見守り活動を促進するなど、地域の関係者による重層的な見守り体制のネットワークづくりを推進します。</p> <p>高齢者が尊厳を持って生活をおくることができるよう、高齢者の虐待防止に関する啓発を行うとともに、高齢者虐待等の防止や早期発見、適切な対応の推進を図ります。</p>

²⁹ 地域ケア推進会議：保健・医療・福祉・介護の関係機関及び団体が連携・協力して地域における包括的ケアを推進するために開催している会議

主な取組	内 容
高齢者の暮らしを支える体制の充実	<p>成年後見制度についての理解の促進を図るための普及啓発とともに、成年後見制度の利用支援と市民後見人³⁰の養成及び活動支援に向けた取組を推進します。</p> <p>高齢者の消費者としての権利の確立と自立を支援し、安全で安心な消費生活の確保に向けた取組を推進します。</p>
認知症施策の推進	<p>誰もが認知症とともに生きることになる可能性があり、また、誰もが介護者等として認知症に関わる可能性があるなど、認知症は誰にとっても身近なものであること、認知症の人が出来ることを生かして、希望や生きがいを持って暮らしていることについての普及啓発等を通じて、地域住民への理解を深めていきます。</p> <p>「認知症サポーター養成講座」の講師となるキャラバン・メイト³¹の養成・育成を支援し、認知症の人やその家族の「応援者」である認知症サポーター³²を増やしていきます。また、様々な場面で認知症サポーターが活躍できるよう、活動を支援します。</p> <p>認知症の人が有する力を最大限に生かしながら生活できるように支援を行うとともに、家族介護者の心身のリフレッシュを図り、認知症の人やその家族、地域住民や専門職が相互に情報を共有し、お互いが理解し合うための交流事業を推進します。</p> <p>若年性認知症の人やその家族が交流できる居場所づくりなど、若年性認知症の特性に配慮した地域生活の支援に努めます。</p> <p>認知症高齢者・障害者等徘徊SOSネットワークシステムの周知と協力体制を推進するとともに、行方不明のおそれがある高齢者の事前登録を進めます。</p> <p>また、認知症の人の権利擁護のため、成年後見制度の周知や利用促進を行います。</p>

³⁰ 市民後見人：自治体等の研修を受け、後見人として必要な知識、技術を身に付け選任された市民の方が後見人となるもの。被後見人と同じ地域の住民という特徴を生かし、市民の目線、立場で後見活動を行う。

³¹ キャラバン・メイト：厚生労働省が定める養成研修を受講し、認知症サポーター養成講座の講師役となる人

³² 認知症サポーター：厚生労働省が定める養成講座を受講し、日常生活で認知症の方やその介護家族を応援する人。市では独自にシンボルマークを作成し、その養成を進めている。

主な取組	内 容
認知症施策の推進	<p>本人や家族が認知症の疑いや心配を感じたときに速やかに適切な機関に相談できるように普及啓発を図ります。</p> <p>認知症の早期診断・早期対応のための体制の整備・強化に取り組みます。</p> <p>認知症の人の容態の変化に応じて、適時・適切に、その容態に最もふさわしい医療・介護等が提供される仕組みの構築に取り組みます。</p> <p>認知症の人やその家族に対し、サービスが切れ目なく提供されるよう、情報連携ツールなどを活用し、医療・介護関係者の連携を推進します。</p> <p>認知症の人が住み慣れた地域で安心して生活できるように、かかりつけ医等の医療との連携も含めた認知症高齢者を支える地域のネットワーク体制の整備・強化に取り組みます。</p>
介護サービス基盤の充実	<p>人材の確保・定着・育成の取組を推進するため、一元的な機能を持つ「(仮称)介護人材センター」の設置を検討します。</p> <p>新たに介護職を目指す人を始め、他の分野に従事する人や現在就業していない潜在的有資格者などに向けて、就職相談会の開催や介護の魅力発信等を通じて、介護への関心を広く喚起していくことで就業機会の創出を図ります。</p> <p>公共職業安定所や市就職支援センターなどの関係機関等と連携した就業の支援を図ります。</p> <p>市内の介護サービス事業所などの関係団体等との連携による多様な人材の就業に向けた働きかけや高齢者等の参入・参画の促進を図ります。</p> <p>キャリア形成の仕組みづくりや従事者の資質の向上を図られるよう、業務の中で必要な知識・技術を習得できる体制づくりや職場内及び外部の研修の受講機会等の確保など、施設長や従事者に対する研修等の充実を図ります。</p> <p>従事者のストレス緩和などの心の健康の保持増進に向けたメンタルヘルス対策等の推進を支援するとともに、労働環境の改善等に向けた支援等を行っていくことにより、一人ひとりの従事者がその能力を最大限に発揮することができる働きやすい環境の整備に努めます。</p>

主な取組	内 容
介護サービス基盤の充実	<p>働きがいや魅力ある職場として、介護の仕事を広く発信します。</p> <p>成長段階に応じて介護サービスの意義や重要性について理解と体験ができるように働きかけを行うことで、就職期の若者層から魅力ある仕事として評価・選択されるよう介護の理解促進を図ります。</p> <p>各種チラシ・パンフレットなどによる介護保険制度に関する周知を充実するとともに、介護サービスの情報公表や自己評価、第三者評価を促進し、市民にとって分かりやすい仕組みづくりに努めます。</p> <p>介護サービス事業者への指導・助言や介護従事者等への研修を通じ、職場環境と介護サービスの質の向上を促進します。</p> <p>自立支援や重度化防止に資するよう、要介護認定の一層の適正化を図るとともに、ケアプラン点検を実施するなど介護給付適正化事業を更に推進します。</p> <p>地域密着型サービスについて、日常生活圏域ごとの整備状況や利用者ニーズを踏まえ、中重度の要介護状態となっても可能な限り住み慣れた地域で生活を継続できるように、複数のサービスを組み合わせ提供する定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所³³や小規模多機能型居宅介護事業所³⁴、看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）事業所³⁵といった地域密着型サービスの拠点を整備するとともに、地域密着型サービスを利用しやすい環境づくりを行います。</p>

³³ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所：1日複数回の訪問介護又は訪問看護を定期的に利用することができ、通信端末等により事業所と24時間いつでも対応が可能であり、また、要請に応じて必要があれば随時の訪問介護又は訪問看護を行う事業所

³⁴ 小規模多機能型居宅介護事業所：「通い」、「訪問」、「泊まり」を組み合わせ、顔なじみのスタッフによりサービスを提供する事業所

³⁵ 看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）事業所：小規模多機能型居宅介護と訪問看護の機能を併せ持ったサービスの提供を行う事業所

主な取組	内 容
<p>高齢者の社会参加と生きがいづくりの推進</p>	<p>団塊の世代など的高齢者に、ボランティアのきっかけづくりとなる情報などを積極的に提供するとともに、高齢者の多様なニーズとボランティアグループ、生涯学習グループなどが提供する様々なサービスとのマッチングを推進します。</p> <p>老人クラブによる地域の環境美化活動や1人暮らし高齢者への見守り等をはじめとする友愛活動などの様々な地域貢献活動を促進します。</p> <p>シルバー人材センターの会員の拡充と事業の活性化を一層図るなど、高齢者の就業を促進します。</p> <p>老人クラブの活性化や地区社会福祉協議会が運営する「ふれあい・いきいきサロン」など、地域における高齢者活動を通じて生きがいづくりの推進を図ります。</p> <p>老人クラブが実施する地域のイベント等において伝統文化を若い世代に紹介・指導する活動への支援を行い、世代間交流や伝統文化の伝承活動の推進に努めます。</p> <p>市民、大学等や行政の連携による学習機会の充実を図ります。</p> <p>身近な場でのスポーツ・レクリエーション活動を促進します。</p>
<p>市営住宅集会所等の活用</p>	<p>市営住宅にある既存の団地集会所を、地域が主体となって、高齢者を始め誰もが気軽に交流できる場として活用します。</p> <p>特別養護老人ホーム等の施設に住民が活用できるよう設置されている『地域交流スペース』の利用を引き続き促進します。</p>
<p>都市再生機構（UR）と連携した子育て賃貸住宅の供給</p>	<p>URが定めた供給計画に基づく、URによる子育て世帯向けの住宅供給を通じ、地域の子育て世帯向けの住宅供給を補完できるよう、必要な連携を図ることで、多世代による地域コミュニティ形成の一助とします。</p>

主な取組	内 容
高齢者向け住まいの情報提供の充実	インターネットを活用して高齢者向け住まい等に関する情報を一元的に提供するとともに、高齢者やその家族などが、住まいに関する情報を容易に入手することができるよう、高齢者向け住まいの特徴等をまとめたパンフレット「高齢者向け住まいのパンフレット」を充実させ、情報の集約化に努めます。

《指 標》

項 目	現状値(平成28年度)	目標値(平成31年度)
高齢者支援センターの認知度	36.0%	40.0%

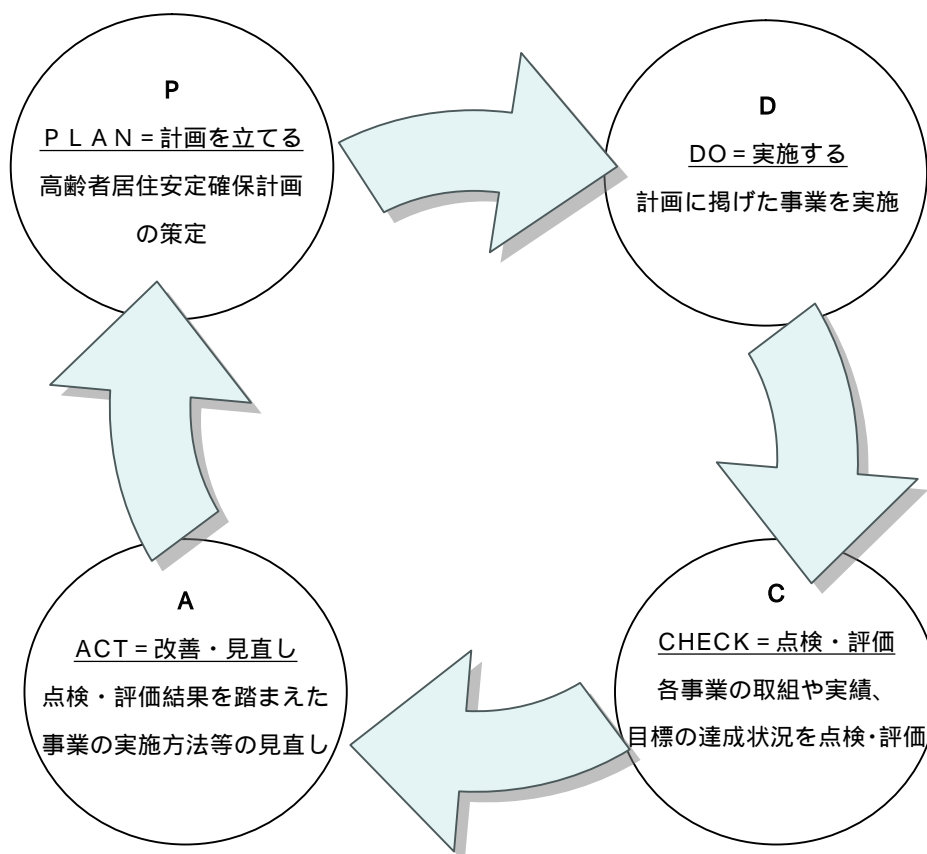
高齢者等実態調査における高齢者一般調査の結果では、29地区中8地区で高齢者支援センターの認知度が40%を超えていますが、将来的には全地区で40%以上を目指し、平成31年度は、全市域での認知度40%を目標とします。

第5章 計画の推進に向けて

計画の進行管理

高齢者の居住の安定の確保を図るため、本計画で設定した取組の実施状況について、関係部局や関連団体等の意見を伺いながら、継続的に点検・評価を行い、進行管理を行います。

また、本計画の見直しについても「相模原市住宅基本計画」及び「相模原市高齢者保健福祉計画」と調和を図りながら行っていきます。



第3期 相模原市高齢者居住安定確保計画

発行日

発行 相模原市
〒252-5277
相模原市中央区中央2丁目11番15号
電話 042-754-1111（代表）

編集 相模原市
都市建設局 まちづくり計画部 建築・住まい政策課
健康福祉局 保険高齢部 高齢政策課